

各 位

会社名 N B C 株式会社  
代表者名 代表取締役社長 石塚 昭夫  
(コード番号 3534 東証第二部)  
問合せ先 取締役管理部長 阿部 仁  
(TEL . 042 - 582 - 2411)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 26 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 100 回定時株主総会に、下記の通り、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という)が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことなどに伴い、「会社法」及び「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 従来単元未満株式を保有する株主の権利は定款に記載しておりませんでした。これを会社法新設により、規定を変更後の定款第 10 条(単元未満株式についての権利)として新設し、法令及び定款掲載の権利のみを有することを明確にするものであります。
- (2) 会社法では株主総会の開催地の規定がないため、変更後の定款第 17 条(開催場所)として新設したものです。開催地としては旧法で認められていたものと同様に本店所在地又はその隣接地としております。
- (3) インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を変更後の定款第 18 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)として新設するものであります。
- (4) 取締役会決議の省略(書面決議)が認められたことに伴い、経営判断をより機動的かつ効率的に行えるように規定を変更後の定款第 30 条(取締役会の決議の省略)として新設するものであります。
- (5) 取締役及び監査役が期待される職務を適切に行えるよう、それぞれの責任を会社法に定める範囲内で免除できる旨を定めるとともに、社外取締役及び社外監査役との間で賠償責任限定契約を締結できる旨の規定を変更後の定款第 34 条(取締役の責任免除)及び第 44 条(監査役の責任免除)として新設するものであります。なお、取締役の責任免除の条項の新設に関する議案の本定時株主総会への提出については、監査役全員の同意を得ております。

- (6) 新たに会計監査人の章を設け、その選任方法、任期、報酬等についての規定を変更後の定款第45条（選任方法）、第46条（任期）、第47条（報酬等）として新設するものであります。
- (7) その他、会社法が施行されることに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月29日（木曜日）
定款変更の効力発生日	平成18年6月29日（木曜日）

以 上

(別紙)

(下線は変更部分であります)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条     ) (条文省略)</p> <p>第 3 条</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(<u>会社の発行する株式の総数</u>)</p> <p>第 5 条 <u>当社の発行する株式の総数を23,819千株とする。</u> <u>但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条     ) (現行どおり)</p> <p>第 3 条</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 <u>当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(1) 取締役会</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(2) 監査役</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(3) 監査役会</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(<u>発行可能株式総数</u>)</p> <p>第 6 条 <u>当社の発行可能株式総数は、23,819千株とする。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 7 条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(<u>株券の発行</u>)</p> <p>第 8 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>( 1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行 )</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、100株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>1単元の株式の数</u>に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>( 株式取扱規程 )</p> <p>第8条 当社の<u>株券の種類並びに株式の名義書換、質権の登録又はその抹消、信託財産の表示又はその抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及びその手数料</u>については、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>( 名義書換代理人 )</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>当社の名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p>	<p>( <u>単元株式数</u>及び単元未満株券の不発行 )</p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>単元株式数</u>に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>( <u>単元未満株式についての権利</u> )</p> <p>第10条 当社の株主( <u>実質株主を含む。以下同じ。</u> )は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>( 1 ) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>( 2 ) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>( 3 ) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>( 株式取扱規程 )</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、<u>法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>( 株主名簿管理人 )</p> <p>第12条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録又はその抹消、信託財産の表示又はその抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせる。</u></p> <p><u>（基準日）</u>  第10条 <u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p><u>2. 前項の他必要ある時は、予め公告して一定の日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は質権者とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章      株主総会</p> <p><u>（招 集）</u>  第11条      （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新    設 &gt;</p> <p>第12条  ）      （条文省略）</p> <p>第13条    &lt; 新    設 &gt;</p>	<p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 削    除 &gt;</p> <p style="text-align: center;">第 3 章      株主総会</p> <p><u>（招 集）</u>  第13条      （現行どおり）</p> <p><u>（定時株主総会の基準日）</u>  第14条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第15条  ）      （現行どおり）</p> <p>第16条    <u>（開催場所）</u>  第17条 <u>当社は、本店所在地又はその隣接地で株主総会を開催する。</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>( 議 決 権 の 代 理 行 使 )</p> <p>第14条 株主は、議決権を有する他の株主を代理人として、株主総会においてその議決権を行使することができる。</p> <p>2 . 前項の代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>( 決 議 の 方 法 )</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主が有する議決権の過半数をもって<u>これを行う</u>。</p> <p>2 . <u>商法第343条の定めによるべき特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>( 議 事 録 )</p> <p>第16条 株主総会の<u>議事は、その経過の要領及びその結果を議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p>	<p>( 株 主 総 会 参 考 書 類 等 の イン タ ー ネット 開 示 と み な し 開 示 )</p> <p>第18条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>( 議 決 権 の 代 理 行 使 )</p> <p>第19条 株主は、<u>当社の</u>議決権を有する他の株主1名を代理人として、株主総会においてその議決権を行使することができる。</p> <p>2 . 前項の場合には、<u>株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>( 決 議 の 方 法 )</p> <p>第20条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主</u>が有する議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 . <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>( 議 事 録 )</p> <p>第21条 株主総会における<u>議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(相談役・特別顧問及び顧問)</p> <p>第21条 取締役会の決議により、相談役・特別顧問及び顧問を置くことができる。</p> <p>第22条 } (条文省略)</p> <p>第23条</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第23条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第24条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第25条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(相談役・特別顧問及び顧問)</p> <p>第26条 取締役会の決議によって、相談役・特別顧問及び顧問を置くことができる。</p> <p>第27条 } (現行どおり)</p> <p>第28条</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 <u>取締役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第27条 <u>取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第29条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第30条 <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べた場合はこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第31条 <u>取締役会における議事の経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第33条 <u>取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第34条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>(任 期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤の監査役及び常任監査役)</p> <p>第31条 監査役は、<u>互選</u>により常勤の監査役を定める。</p> <p>監査役の協議により、常勤の監査役のうちから常任監査役を定めることができる。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第32条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(員 数)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期)</p> <p>第37条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<del>の</del>終結の時までとする。</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役</u>の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役及び常任監査役)</p> <p>第38条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>監査役の協議により、常勤の監査役のうちから常任監査役を定めることができる。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>( 監査役会の決議方法 )</p> <p>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって<u>これを行う</u>。</p> <p>( 監査役会の議事録 )</p> <p>第34条 監査役会<u>の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名押印又は電子署名を行う</u>。</p> <p>( 監査役会規則 )</p> <p>第35条 ( 条文省略 )</p> <p>( 報 酬 )</p> <p>第36条 監査役の報酬は、株主総会の決議によ<u>り</u>定める。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>( 監査役会の決議方法 )</p> <p>第40条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>( 監査役会の議事録 )</p> <p>第41条 監査役会<u>における議事の経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名押印又は電子署名を行う</u>。</p> <p>( 監査役会規則 )</p> <p>第42条 ( 現行どおり )</p> <p>( 報酬等 )</p> <p>第43条 監査役の報酬等<u>は、株主総会の決議によって定める</u>。</p> <p>( 監査役の責任免除 )</p> <p>第44条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>( 選任方法 )</p> <p>第45条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p>



現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>( 配当金の除斥期間 )</p> <p>第40条 <u>利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお株主が受領しないときは、会社はその支払義務を免れるものとする。</u></p> <p>2 . <u>未払の利益配当金及び中間配当金に対しては、利息をつけない。</u></p>	<p>( 配当金の除斥期間 )</p> <p>第51条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2 . <u>前項の金銭には、利息をつけない。</u></p>